

年金ライフプラン講師の養成に関する認定要綱

制定	平成 13 年	1 月 15 日
改定	平成 16 年	4 月 1 日
改定	平成 18 年	7 月 1 日
改定	平成 23 年	3 月 17 日
改定	平成 23 年	12 月 22 日
改定	平成 24 年	4 月 1 日
改定	平成 27 年	4 月 1 日

1. 目的

この要綱は、当財団及び厚生年金基金及び企業年金基金（以下「基金」という。）等が実施する年金ライフプラン（以下「PLP」という。）のセミナーで講師となる者（以下「PLP講師」という。）を養成することについて、必要事項を定める。

2. 認定要件

PLP講師となる者の認定要件は次の(1)から(3)の全てを満たしていることとする。

- (1) PLP事務局セミナーを受講し「PLP事務局セミナー修了証」を交付されていること。
- (2) 認定を希望する分野別に次の研修等を行う。（この分野は選択とする）
 - ① 「生きがい」（年金ライフを考える、暮らしの基本方針）の分野
生きがい関連施設等を訪問又は体験のうえ、レポートを作成していること。
 - ② 「社会保険」の分野
別に定める専門知識に関する資格又は当該業務の従事経験を有していること。
 - ③ 「長期家計プラン」の分野
家庭経済に関する専門書等により調査し、レポートを作成していること。
 - ④ 「資産運用」の分野
別に定める専門知識に関する資格又は当該業務の従事経験を有していること。
- (3) 自基金又は他基金等のPLPセミナーにおいて、認定を希望する分野の講師として実践を行っているとともにその講義要旨を作成していること。

3. 認定及び登録

- (1) 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構（以下「年金シニアプラン」という。）は、認定を希望する者からの申請に基づき、申請内容を審査のうえ要件を満たしている場合は、その者をPLP講師として認定する。
- (2) 年金シニアプランは、認定した者に対し、「PLP講師認定証」を発行する。
- (3) 認定した者については、「年金シニアプラン総合研究機構PLPセミナー講師一覧」に登録し、本人の了解を得て氏名等を年金シニアプランのホームページに掲載する。
- (4) 認定は、申請に基づき、次の講義分野別に行う。
 - ① 「生きがい」（年金ライフを考える、暮らしの基本方針）に関する講義
 - ② 「社会保険」に関する講義
 - ③ 「長期家計プラン」に関する講義
 - ④ 「資産運用」に関する講義
- (5) PLP講師は、講義分野について2の(2)及び(3)の研修・実践等を行い申請することにより講義分野の追加認定を受けることができる。
- (6) PLP講師になろうとする者は別途定める講師登録手数料を年金シニアプランに支払うこと

を要する。なお、講師申請者本人または講師申請者の所属団体が年金シニアプランの賛助会員登録を行っている場合には、講師登録手数料は免除される。

4. 更 新

(1) P L P 講師の認定期間は、認定及び更新から 3 年とし、本人の申請に基づき更新する。

(2) P L P 講師を継続する者は次の認定要件を満たしていることとする。

① 年金シニアプランが実施する「P L P 講師継続セミナー」を受講すること。なお、止むを得ず欠席する場合は、これに代えて、認定されている各分野別における最近の動向（例えば、年金制度における議論や法改正の動向等、健康保険における最近の動向等）に関するレポートを提出すること。

(3) 引き続き P L P 講師を希望する者は更新時に別途定める講師更新手数料を公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構に支払うことを要する。なお、講師申請者本人または講師申請者の所属団体が年金シニアプランの賛助会員登録を行っている場合には講師更新手数料は免除される。

5. 取 消

(1) 年金シニアプランは P L P 講師本人の申出により認定する講義分野の全部又は一部を取消すことができる。

(2) 年金シニアプランは、P L P 講師が P L P 講師としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取消すことができる。

6. P L P 講師の研鑽

P L P 講師は、常に最新の法律改正等の必要な知識・教養を高めるため、自己研鑽に努めるものとする。

7. 附則

この要綱は、平成 13 年 1 月 15 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

施行日前において年金シニアプラン開発機構が発行した「年金ライフプラン講師証」については、次回更新年月日まで有効とし、次回の更新時にシニアプラン開発機構へ手続をすることにより更新する。

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

施行日前において年金シニアプラン開発機構が発行した「年金ライフプラン講師証」については、次回更新年月日まで有効とし、次回の更新時に年金シニアプランへ手続をすることにより更新する。

この要綱は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

施行日前において当財団が発行した「年金ライフプラン講師証」については、次回更新年月日まで有効とする。

改正に伴う P L P 講師更新要件については、平成 25 年 3 月 31 日までは旧来の方法による更新とし、平成 25 年 4 月 1 日以降に更新を迎える者より適用とする。

この要綱は、平成 23 年 12 月 22 日から施行する。

改正に伴う P L P 講師の認定分野については、平成 25 年 3 月 31 日までは旧来の分野による更新とし、平成 25 年 4 月 1 日以降に更新を迎える者より新分野での更新とする。なお、平成 25 年 4 月 1 日以降の更新に際して「基調講演（総論）」の既認定取得者については、「生きがい」分野での認定に置き換えて更新手続きを行うこととする。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「退職後の経済」の既認定取得者は、「社会保険」及び「長期家計プラン」分野での認定に置き換えるものとする。また、施行日以降は「健康」分野の新規認定及び更新時の再認定は行わないものとする。なお、施行日前において当財団が発行した「年金ライフプラン講師証」については、次回更新年月日まで有効とする。

以 上